

アイコンの説明

問 問合せ 申 申込先

お知らせ記事掲載欄

情報満載！
お知らせ
広場

お知らせ記事掲載欄

朝倉市郡ひとの動き
今月の納税（普通徴収）等
掲載欄

お知らせ記事掲載欄

広報
あさくら

復興 ニュース

●朝倉市役所（代表） ☎ 22-1111 ㊚ 22-1118

No. 45

（加算支援金）
☑ 被災者生活再建支援金の申請期間が1年延長

加算支援金は令和3年8月4日までに申請を

平成29年7月九州北部豪雨災害に関する被災者生活再建支援金（※加算支援金）の支給申請期間が次のとおり延長されることとなりました。

■申請期間…災害発災日から49月以内（令和3年8月4日まで）

※加算支援金とは、住宅の建設・購入、補修などに対して支給されるものです。

問 市復興推進室（☎ 28-7136）